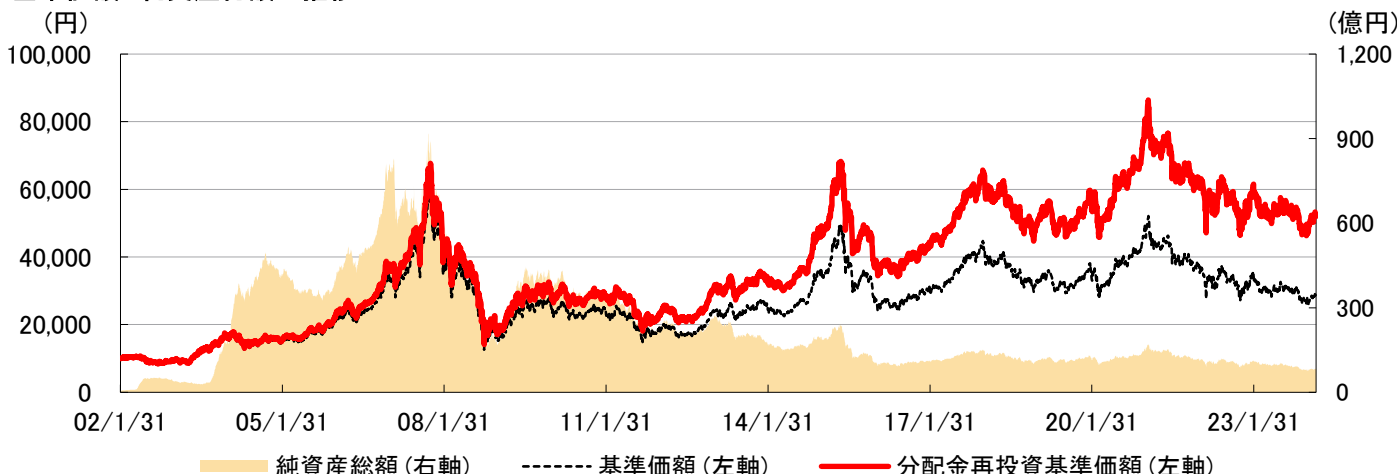


# HSBC チャイナ オープン

## 追加型投信／海外／株式

### 基準価額と純資産総額の推移



\* 基準価額は信託報酬(後掲の「当ファンドの費用」をご参照ください)控除後のものです。分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものです。将来の分配金は、運用状況によって変化します。

### 商品概要(当資料発行日現在)

|      |                |
|------|----------------|
| 商品分類 | 追加型投信／海外／株式    |
| 設定日  | 2002年1月31日     |
| 信託期間 | 無期限            |
| 決算日  | 原則、1月30日/年1回決算 |
| 信託報酬 | 税込年1.9799%程度   |

### 期間別騰落率(税引前)

|     |        |
|-----|--------|
| 1ヶ月 | 1.4%   |
| 3ヶ月 | 8.0%   |
| 6ヶ月 | -2.0%  |
| 1年  | -4.5%  |
| 3年  | -28.4% |
| 設定来 | 423.4% |

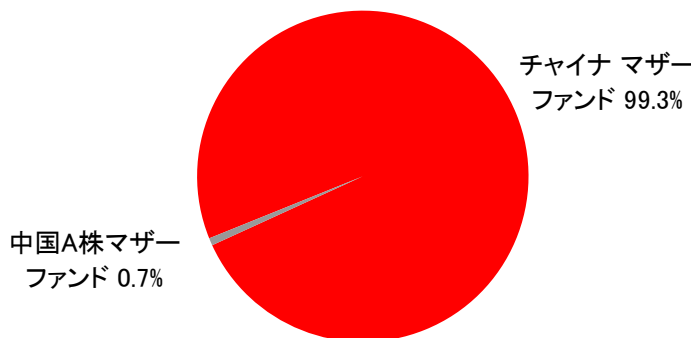
\* 基準価額の騰落率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

### 基準価額等(2024年3月29日現在)

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 1万口当たり基準価額(円)      | 28,497 |
| 設定来高値(2007年10月31日) | 61,135 |
| 設定来安値(2002年10月11日) | 8,320  |
| 純資産総額(億円)          | 82.0   |

\* 基準価額は信託報酬控除後のものです。

### 信託財産の構成(2024年3月29日現在)



### 中国A株マザーファンド内訳

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| iシェアーズ MSCI チャイナ A UCITS ETF | 92.6% |
| iシェアーズ FTSE China A50 ETF    | 1.6%  |
| キャッシュ等                       | 5.8%  |

\* 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 税引前分配金の推移(1万口当たり)

| 決算期            | 分配金(円) |
|----------------|--------|
| 第11期(13年1月30日) | 700    |
| 第12期(14年1月30日) | 700    |
| 第13期(15年1月30日) | 1000   |
| 第14期(16年2月1日)  | 800    |
| 第15期(17年1月30日) | 1000   |
| 第16期(18年1月30日) | 1300   |
| 第17期(19年1月30日) | 1200   |
| 第18期(20年1月30日) | 1100   |
| 第19期(21年2月1日)  | 1100   |
| 第20期(22年1月31日) | 1100   |
| 第21期(23年1月30日) | 1100   |
| 第22期(24年1月30日) | 1100   |
| 設定来累計          | 17,400 |

\* 将来の分配金は、運用状況によって変化します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

### 設定・運用: HSBCアセットマネジメント株式会社

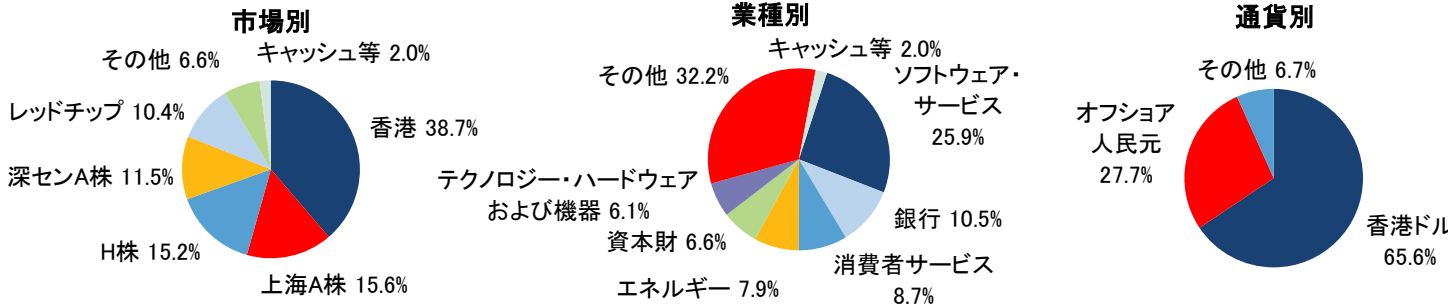
当資料のお取扱いにつきましては、後掲の「留意点」をご参照ください。また、投資信託のお申込みの際は、「投資信託説明書(交付目論見書)」を必ずご覧ください。

# HSBC チャイナ オープン

追加型投信 / 海外 / 株式

## HSBC チャイナ マザーファンドの状況 (2024年3月29日現在)

### 市場別、業種別、通貨別比率



\* 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。通貨別比率はキャッシュ等を除きます。

### 組入上位銘柄と組入比率 (2024年3月29日現在)

| 順位 | 銘柄名   |        |       | 銘柄の概要  |
|----|---|--------|-------|--|
|    | 業種  | 市場     | 比率    |  |
| 1  | 騰訊控股 (TENCENT)  |        |       | インスタント・メッセージング、SNS、ゲームなどを提供するインターネット・サービス大手。                 |
|    | ソフトウェア・サービス   | 香港     | 10.0% |  |
| 2  | アリババ・グループ・ホールディング (ALIBABA GROUP HOLDING)             |        |       | IT関連企業持株会社。グループ企業はオンライン取引・決済サービスなどを提供。                       |
|    | ソフトウェア・サービス   | 香港     | 9.1%  |  |
| 3  | 中国海洋石油 (CNOOC Ltd)                                    |        |       | 原油・天然ガスの探査・開発、生産・販売を手がける。中国海油 (CNOOC Corp) の主要子会社。           |
|    | エネルギー   | レッドチップ | 6.8%  |  |
| 4  | 中国建設銀行 (CHINA CONSTRUCTION BANK)                      |        |       | 中国4大銀行の一つ。商業銀行業務に加え信託、保険も手がける。                               |
|    | 銀行  | H株     | 5.2%  |  |
| 5  | 網易 (NETEASE)  |        |       | オンラインゲーム、電子商取引プラットフォームなどを提供するポータルサイト運営会社。                    |
|    | ソフトウェア・サービス   | 香港     | 4.8%  |  |
| 6  | 拼多多 (PINDUODUO INC)                                   |        |       | 電子商取引プラットフォーム会社。食料品、ファッション、美容など幅広い商品を提供。                     |
|    | 一般消費財・サービス流通・小売り                                      | その他    | 4.6%  |  |
| 7  | 貴州茅台酒 (KWEICHOW MOUTAI)                               |        |       | トウモロコシと小麦の蒸留酒を製造し、世界各地に販売する酒造会社。                             |
|    | 食品・飲料・タバコ   | 上海A株   | 4.0%  |  |
| 8  | 新東方教育科技集団 (NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY GROUP) |        |       | 外国語習得、入学試験対策、小中校教育プログラムを提供する教育サービス会社。                        |
|    | 消費者サービス   | 香港     | 3.3%  |  |
| 9  | トリップ・ドットコム・グループ (TRIP.COM GROUP)                      |        |       | オンライン旅行代理店。宿泊予約、航空券、パッケージツアーなどを手がける。                         |
|    | 消費者サービス   | 香港     | 2.8%  |  |
| 10 | 中国電信 (CHINA TELECOM)                                  |        |       | 固定通信サービス最大手で、携帯電話やブロードバンド事業も手がける総合通事企業。その他、インターネット関連サービスも提供。 |
|    | 電気通信サービス  | H株     | 2.7%  |  |

組入銘柄数 62

\* 銘柄名は、報道等の表記を参考にHSBCアセットマネジメントが翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。

### 設定・運用: HSBCアセットマネジメント株式会社

当資料のお取扱いにつきましては、後掲の「留意点」をご参照ください。また、投資信託のお申込みの際は、「投資信託説明書(交付目論見書)」を必ずご覧ください。

# HSBC チャイナ オープン

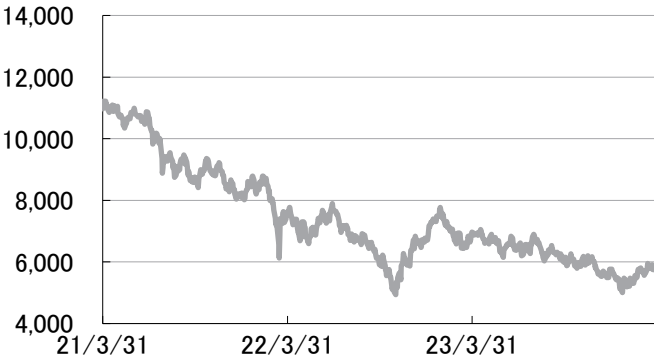
追加型投信／海外／株式

<ご参考> 代表的な株価指数の推移 (2021年3月末日～2024年3月28日)

H株指数

月間騰落率：2.2%

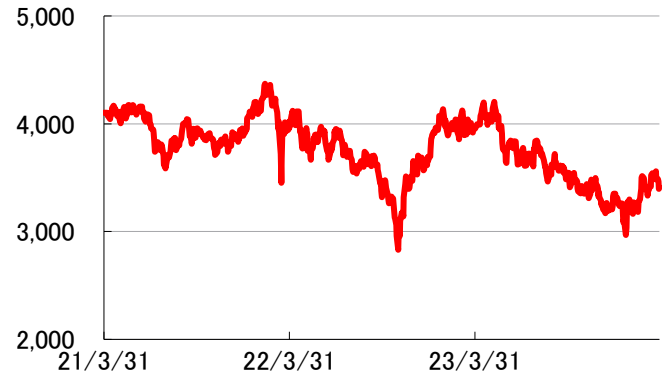
(ポイント)



レッドチップ指数

月間騰落率：-0.5%

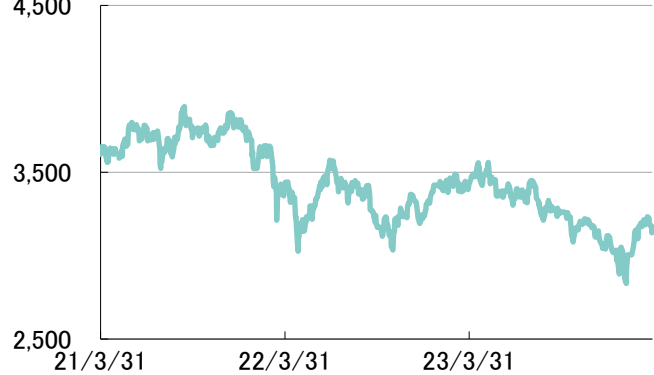
(ポイント)



上海A株指数

月間騰落率：1.8%

(ポイント)



深センA株指数

月間騰落率：4.9%

(ポイント)



\* 指数の月間騰落率は、原則として、基準日の前営業日の数値をもとに算出しています。

出所：LSEG

<ご参考> 為替レートの推移 (2021年3月末日～2024年3月末日)

香港ドル／円

月間騰落率：0.5%

(円)



人民元／円

月間騰落率：0.04%

(円)



\* 為替レートの月間騰落率は、原則として、基準日の数値をもとに算出しています。

出所：投資信託協会

設定・運用：HSBCアセットマネジメント株式会社

当資料のお取扱いにつきましては、後掲の「留意点」をご参照ください。また、投資信託のお申込みに際しては、「投資信託説明書(交付目論見書)」を必ずご覧ください。

# HSBC チャイナ オープン

追加型投信／海外／株式

## 【市場動向】

当月の中国株式市場は、香港市場でH株指数が前月末比+2.2%、レッドチップ指数が-0.5%、本土市場では上海A株指数が前月末比+1.8%、深センA株指数が+4.9%でした。政府による新たな景気支援策への期待が市場にとりプラスに働いた一方、中国不動産市場を巡る根強い懸念や米中対立への警戒感が相場の重しとなりました。為替市場では、香港ドルは対円で前月末比+0.5%、人民元は+0.04%でした。

主要経済指標では、財新中国製造業購買担当者指数(PMI)が2月は50.9と、1月の50.8から上昇しました。1-2月の鉱工業生産指数は前年同期比+7.0%、1-2月の小売売上高は前年同期比+5.5%と、各々堅調な伸びを示しました(春節(旧正月)の関係で3月に1-2月の累計を発表)。インフレ率に関しては、消費者物価指数(CPI)が2月は前年同月比+0.7%と1月の-0.8%からプラスの伸びに転じました。

## 【運用状況】

当月末の当ファンドの基準価額は前月末比1.4%上昇しました。「HSBC チャイナ マザーファンド」の上位組入れの個別銘柄では、ソフトウェア・サービスの騰訊控股(TENCENT)、エネルギーの中国海洋石油(CNOOC Ltd)などの株価が上昇し、プラス寄与となりました。

## 【今後の見通しおよび投資戦略】

中国株式の株価バリュエーションは魅力的な水準にある上、政府による構造調整政策などにより投資家心理が改善すれば、市場は持ち直す可能性があると考えます。ただし、外需の鈍化や不動産市場の動向などには引き続き留意が必要と思われます。

中長期的な視点では、中国株式市場を当社は前向きに見ています。高い経済成長ポテンシャル、堅調な企業収益見通し、政府の安定した成長を重視する政策スタンスなどが引き続き中長期的に株価を下支えすると考えます。

マザーファンドの運用においては、消費およびサービス部門をけん引役とする新たな経済成長モデルへの移行が進む中、「ニューエコノミー」と呼ばれるサービス業、ハイテク関連産業などの分野に、魅力的な投資機会があると見ています。また、収益性が高く、割安感の強いセクター／銘柄を選好しています。

原則として、指数の月間騰落率は基準日の前営業日の数値を、為替レートの月間騰落率は基準日の数値をもとに算出しています。

※ 将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。

## 設定・運用:HSBCアセットマネジメント株式会社

当資料のお取扱いにつきましては、後掲の「留意点」をご参照ください。また、投資信託のお申込みの際は、「投資信託説明書(交付目論見書)」を必ずご覧ください。

# HSBC チャイナ オープン

追加型投信／海外／株式

## 当ファンドの特色

「HSBC チャイナ マザーファンド」\*1および「HSBC 中国A株マザーファンド」\*2への投資を通じて、中華人民共和国\*3の株式等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

\*1 以下、「チャイナマザーファンド」といいます。\*2 以下、「中国A株マザーファンド」といいます。\*3 以下、「中国」といいます。

### 1 中国の株式等に投資します。

▶ マザーファンドへの投資を通じて、中国の株式等を実質的に投資します。

|                 |   |
|-----------------|---|
| チャイナ<br>マザーファンド | <ul style="list-style-type: none"> <li>中国国内の企業および中国経済の発展と成長に関連し収益のかなりの部分を中国国内の活動から得ている中国以外の国の企業を投資対象企業とします。</li> <li>主に中国の証券取引所（香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所）に上場あるいはその他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている投資対象企業の株式に投資します。</li> <li>投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）等に投資する場合があります。<br/>※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。</li> </ul> |
| 中国A株<br>マザーファンド | <ul style="list-style-type: none"> <li>主に中国A株を主要投資対象とするETF（上場投資信託）に投資します。</li> <li>中国A株を主要投資対象とする投資信託証券にも投資することがあります。</li> <li>中国A株を主要投資対象とするETFの投資比率を高位に保つことを基本に運用します。</li> </ul>  |

- ▶ 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- ▶ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### 2 「チャイナマザーファンド」の運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドが行います。

- ▶ 「チャイナマザーファンド」の運用の指図に関する権限を、運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドに委託します。  
※ 運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することがあります。
- ▶ 「中国A株マザーファンド」における投資対象ファンドの決定は、委託会社が行います。
- ▶ 2つのマザーファンドの投資配分の決定は、委託会社が行います。
- ▶ HSBCアセットマネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

#### <分配金に関する留意点>

- ▶ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ▶ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ▶ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

注）当ページの内容は、最新の目論見書を基準としております。

設定・運用：HSBCアセットマネジメント株式会社

当資料のお取扱いにつきましては、後掲の「留意点」をご参照ください。また、投資信託のお申込みに際しては、「投資信託説明書（交付目論見書）」を必ずご覧ください。



## HSBC チャイナ オープン

追加型投信／海外／株式

## 当ファンドの主なリスク

投資信託は**元本保証のない金融商品**です。また、投資信託は**預貯金とは異なることにご注意ください**。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの**運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属**します。

|          |  |
|----------|--|
| 株価変動リスク  | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。  |
| 信用リスク    | 株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。  |
| 為替変動リスク  | 外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。   |
| 流動性リスク   | 急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。中国A株への外国人による投資については、送付金の規制を受けるため、中国A株からの回金に時間を要することがあります。                |
| カントリーリスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額に影響を受けたり投資方針に沿った運用が困難になることがあります。新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。当ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」に別途「投資リスク」追加的記載事項を記載しておりますので、ご覧ください。

※上記のリスクおよび「投資リスク」追加的記載事項をご理解いただき、投資の判断はご自身でなさいますようお願い申し上げます。

## 【留意点】

- 当資料は委託会社が作成した販売用資料です。当資料は信頼に足ると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料の記載内容等は作成時点のものであり、今後変更されることがあります。また、データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆するものではありません。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、主に値動きのある有価証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は組入有価証券の値動き、為替変動による影響を受けます。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の保護の対象ではありません。当ファンドの購入のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- 購入のお申込みにあたりましては、投資信託説明書(交付目論見書)および契約締結前交付書面(目論見書補完書面等)を販売会社からお受取りの上、十分にその内容をご確認いただき、ご自身でご判断ください。

## 委託会社、その他関係法人

委託会社: HSBCアセットマネジメント株式会社

&lt;照会先&gt;

電話番号 03-3548-5690  
(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)ホームページ  
www.assetmanagement.hsbc.co.jp

投資顧問会社: HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッド

(運用委託先): (委託会社より「チャイナマザーファンド」の運用指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注を行います。)

受託会社: 三井住友信託銀行株式会社

販売会社: 委託会社の&lt;照会先&gt;でご確認いただけます。

※ 販売会社固有情報(金融商品取引業者(登録番号)、加入協会等)については、当資料内「お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)」のご請求はをご覧ください。販売会社は、投資信託説明書(交付目論見書)の提供場所になります。

注) 当ページの内容は、最新の目論見書を基準としております。

設定・運用: HSBCアセットマネジメント株式会社

## HSBC チャイナ オープン

追加型投信/海外/株式

## お申込みに関する要項

## お申込みメモ

|                     |  |
|---------------------|--|
| 購入単位                | 販売会社が個別に定める単位とします。   |
| 購入価額                | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額  |
| 換金単位                | 販売会社が個別に定める単位とします。   |
| 換金価額                | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額  |
| 換金代金                | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社でお支払いします。   |
| 換金制限                | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。   |
| 申込受付不可日             | 日本国内の営業日であっても、中国(香港、上海、深セン)の証券取引所の休場日に該当する場合には、購入および換金の申込受付は行いません。   |
| 購入・換金の申込受付の中止および取消し | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。  |
| 信託期間                | 無期限(信託設定日:2002年1月31日)  |
| 繰上償還                | ファンドの残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させる場合があります。「中国A株マザーファンド」において、その主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合で、かつ新たな投資信託証券を選定することができない場合には、当該マザーファンドを終了させるとともに、当該ファンドの信託を終了(繰上償還)します。  |
| 決算日                 | 毎年1月30日(休業日の場合は翌営業日)   |
| 収益分配                | 年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。  |
| 課税関係                | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。<br>当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>益金不算入制度、配当控除の適用はありません。<br>※2023年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |
| その他                 | 基準価額(1万口当たり)は、翌日の日本経済新聞朝刊に「チャイナ株」の略称で掲載されます。   |

## 当ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

|         |  |                         |
|---------|--|-------------------------|
| 購入時手数料  | 購入時にご負担いただきます。購入金額に、 <b>3.30%(税抜3.00%)</b> を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。 | 商品内容の説明ならびに購入手続き等にかかる費用 |
| 信託財産留保額 | ありません。   |                         |

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| 運用管理費用(信託報酬)  | <b>年1.9789%(税抜年1.799%)</b>   | ファンドの日々の純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。 |
| (委託会社)        | 税抜年0.999%  | ファンドの運用等の対価(「チャイナマザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先に支払う投資顧問報酬が含まれます。)   |
| (販売会社)        | 税抜年0.70%   | 分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価  |
| (受託会社)        | 税抜年0.10%   | 運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価   |
| 投資対象とする投資信託証券 | 年0.001%程度  | 投資対象とする投資信託証券の実質投資比率を勘案した運用管理費用  |
| 実質的な負担        | <b>年1.9799%(税抜年1.80%)</b> 程度   | 投資対象とする投資信託証券の運用管理費用を加味して、投資者が実質的に負担する運用管理費用について算出したものです。  |
| その他費用・手数料     | ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。<br>・ 有価証券売買委託手数料/保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用/信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等<br>・ 振替制度にかかる費用/印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用/監査法人等に支払う監査報酬等(純資産総額に対し上限年0.20%として日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。)<br>・ 投資先投資信託証券における売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、監査報酬等<br>※その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。 |  |

ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

注) 当ページの内容は、最新の目論見書を基準としております。

設定・運用:HSBCアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号  
加入協会/一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会

# HSBC チャイナ オープン

追加型投信／海外／株式

お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は

(商号・金融商品取引業者の登録番号・加入協会の順に表示、証券・銀行・保険毎 五十音順、2024年4月15日現在)

| 金融商品取引業者名                           | 金融商品取引業者 | 登録金融機関 | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人金融商品取引業協会 |
|-------------------------------------|----------|--------|------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| アイザワ証券株式会社                          | ○        |        | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       | ○               |                 | ○               |
| 池田泉州TT証券株式会社                        | ○        |        | 近畿財務局長(金商)第370号  | ○       |                 |                 |                 |
| いちよし証券株式会社                          | ○        |        | 関東財務局長(金商)第24号   | ○       | ○               |                 |                 |
| 岩井コスモ証券株式会社                         | ○        |        | 近畿財務局長(金商)第15号   | ○       | ○               | ○               |                 |
| auカブコム証券株式会社                        | ○        |        | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○               | ○               | ○               |
| SMBC日興証券株式会社                        | ○        |        | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○               | ○               | ○               |
| 株式会社SBI証券                           | ○        |        | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                 | ○               | ○               |
| 岡三証券株式会社(※)(岡三オンラインのみ)              | ○        |        | 関東財務局長(金商)第53号   | ○       | ○               | ○               | ○               |
| キャピタル・パートナーズ証券株式会社                  | ○        |        | 関東財務局長(金商)第62号   | ○       |                 |                 | ○               |
| クレディ・スイス証券株式会社                      | ○        |        | 関東財務局長(金商)第66号   | ○       | ○               | ○               | ○               |
| 四国アライアンス証券株式会社                      | ○        |        | 四国財務局長(金商)第21号   | ○       |                 |                 |                 |
| 静銀ティーエム証券株式会社                       | ○        |        | 東海財務局長(金商)第10号   | ○       |                 |                 |                 |
| 十六TT証券株式会社                          | ○        |        | 東海財務局長(金商)第188号  | ○       |                 |                 |                 |
| 株式会社証券ジャパン                          | ○        |        | 関東財務局長(金商)第170号  | ○       | ○               |                 |                 |
| 立花証券株式会社                            | ○        |        | 関東財務局長(金商)第110号  | ○       |                 | ○               |                 |
| 東海東京証券株式会社                          | ○        |        | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○               | ○               | ○               |
| 野村證券株式会社                            | ○        |        | 関東財務局長(金商)第142号  | ○       | ○               | ○               | ○               |
| 浜銀TT証券株式会社                          | ○        |        | 関東財務局長(金商)第1977号 | ○       |                 |                 |                 |
| PWM 日本証券株式会社                        | ○        |        | 関東財務局長(金商)第50号   | ○       |                 |                 | ○               |
| フィデリティ証券株式会社                        | ○        |        | 関東財務局長(金商)第152号  | ○       | ○               |                 |                 |
| フィリップ証券株式会社                         | ○        |        | 関東財務局長(金商)第127号  | ○       |                 | ○               |                 |
| 北洋証券株式会社                            | ○        |        | 北海道財務局長(金商)第1号   | ○       |                 |                 |                 |
| 松井証券株式会社                            | ○        |        | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                 | ○               |                 |
| マネックス証券株式会社                         | ○        |        | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○               | ○               | ○               |
| みずほ証券株式会社                           | ○        |        | 関東財務局長(金商)第94号   | ○       | ○               | ○               | ○               |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社               | ○        |        | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○               | ○               | ○               |
| 明和証券株式会社                            | ○        |        | 関東財務局長(金商)第185号  | ○       |                 |                 |                 |
| 楽天証券株式会社                            | ○        |        | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○               | ○               | ○               |
| リテラ・クリア証券株式会社                       | ○        |        | 関東財務局長(金商)第199号  | ○       |                 |                 |                 |
| 株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)   |          | ○      | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                 |                 |                 |
| 株式会社伊予銀行                            |          | ○      | 四国財務局長(登金)第2号    | ○       |                 | ○               |                 |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)   |          | ○      | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                 | ○               |                 |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) |          | ○      | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                 | ○               |                 |
| 株式会社京都銀行                            |          | ○      | 近畿財務局長(登金)第10号   | ○       |                 | ○               |                 |
| 株式会社きらぼし銀行(インターネットのみ)               |          | ○      | 関東財務局長(登金)第53号   | ○       |                 | ○               |                 |
| 株式会社熊本銀行                            |          | ○      | 九州財務局長(登金)第6号    | ○       |                 |                 |                 |
| 株式会社十八親和銀行                          |          | ○      | 福岡財務支局長(登金)第3号   | ○       |                 |                 |                 |
| スルガ銀行株式会社                           |          | ○      | 東海財務局長(登金)第8号    | ○       |                 |                 |                 |
| 株式会社第四北越銀行                          |          | ○      | 関東財務局長(登金)第47号   | ○       |                 | ○               |                 |
| 株式会社千葉銀行                            |          | ○      | 関東財務局長(登金)第39号   | ○       |                 | ○               |                 |
| 株式会社中国銀行                            |          | ○      | 中国財務局長(登金)第2号    | ○       |                 | ○               |                 |
| 株式会社東京スター銀行(インターネットのみ)              |          | ○      | 関東財務局長(登金)第579号  | ○       |                 | ○               |                 |
| 株式会社百十四銀行                           |          | ○      | 四国財務局長(登金)第5号    | ○       |                 | ○               |                 |

\* 現在、野村證券株式会社、浜銀TT証券株式会社、PWM 日本証券株式会社、北洋証券株式会社、みずほ証券株式会社、明和証券株式会社、スルガ銀行株式会社、株式会社東京スター銀行、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドでは新規のお取扱いをしております。

(※) 一般社団法人日本暗号資産取引協会加入

設定・運用: HSBCアセットマネジメント株式会社



# HSBC チャイナ オープン

追加型投信/海外/株式

お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は

(商号・金融商品取引業者の登録番号・加入協会の順に表示、証券・銀行・保険毎 五十音順、2024年4月15日現在)

| 金融商品取引業者名                             | 金融商品取引業者 | 登録金融機関                   | 登録番号            | 日本証券業協会                  | 投資顧問業協会 | 一般社団法人日本先物取引業協会          | 一般社団法人金融 | 金融商品取引業協会 | 一般社団法人第二種 |
|---------------------------------------|----------|--------------------------|-----------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-----------|-----------|
| 株式会社福岡銀行(窓口のみ)                        |          | <input type="checkbox"/> | 福岡財務支局長(登金)第7号  | <input type="checkbox"/> |         | <input type="checkbox"/> |          |           |           |
| PayPay銀行株式会社(インターネットのみ)               |          | <input type="checkbox"/> | 関東財務局長(登金)第624号 | <input type="checkbox"/> |         | <input type="checkbox"/> |          |           |           |
| 株式会社北洋銀行                              |          | <input type="checkbox"/> | 北海道財務局長(登金)第3号  | <input type="checkbox"/> |         | <input type="checkbox"/> |          |           |           |
| ザ・ホンコン・アンド・シヤンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド |          | <input type="checkbox"/> | 関東財務局長(登金)第105号 | <input type="checkbox"/> |         | <input type="checkbox"/> |          |           |           |
| 株式会社横浜銀行                              |          | <input type="checkbox"/> | 関東財務局長(登金)第36号  | <input type="checkbox"/> |         | <input type="checkbox"/> |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |
|                                       |          |                          |                 |                          |         |                          |          |           |           |

\* 現在、野村證券株式会社、浜銀TT証券株式会社、PWM 日本証券株式会社、北洋証券株式会社、みずほ証券株式会社、明和證券株式会社、スルガ銀行株式会社、株式会社東京スター銀行、ザ・ホンコン・アンド・シヤンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドでは新規のお取扱いをしておりません。

設定・運用: HSBCアセットマネジメント株式会社